（経過措置）

2　この政令による改正後のたばこ税法施行令（以下「新令」という。）第二条第一項第一号、第四条第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号、第六条第一号、第九条第二項第一号並びに第十条第一項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に提出する新令第二条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第九条第二項若しくは第十条第一項の申請書、新令第四条第三項の書面又は新令第六条の書類について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前のたばこ税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第二条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第九条第二項若しくは第十条第一項の申請書、旧令第四条第三項の書面又は旧令第六条の書類については、なお従前の例による。

3　新令第十一条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に提出するたばこ税法第十七条第一項の申告書について適用し、同日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

揮発油税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第百五十一号**

揮発油税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号」に、「第二条第五項」を「第二条第十五項」に、「個人番号を」を「法人番号を」に改め、「又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

第三条第一項第一号中「個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「前項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項ただし書に規定する方法により第二項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第三条の三第三項中「から第四項まで」を「、第三項及び第五項」に改める。

第五条の二第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号、第八条第一号、第十条の五第一号並びに第十一条第二項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第三条の三第三項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の揮発油税法施行令（以下「新令」という。）第一条の二第一項第一号及び第五条の二第一項第一号の規定、同条第三項第一号及び第四項第一号（これらの規定を租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十七条の八第二項及び第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定並びに新令第八条第一号（租税特別措置法施行令第四十七条の五第四項、第四十七条の八第二項、第四十七条の十第三項、第四十八条の二第二項及び第四十八条の四第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第十条の五第一号及び第十一条第二項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に提出する新令第一条の二第一項、第五条の二第一項若しくは第四項、第十条の五若しくは第十一条第二項の申請書、新令第五条の二第三項の書面又は新令第八条の書類について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前の揮発油税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第一条の二第一項、第五条の二第一項若しくは第四項（租税特別措置法施行令第四十七条の八第二項及び第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の五若しくは第十一条第二項の申請書、旧令第五条の二第三項（租税特別措置法施行令第四十七条の八第二項及び第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の書面又は旧令第八条（租税特別措置法施行令第四十七条の五第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の二第二項及び第四十八条の四第三項において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

3　新令第三条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に提出する揮発油税法第十条第一項の申告書について適用し、同日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第百五十二号**

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「充てん」を「充塡」に改め、同条第一項中「の充てんを」を「の充塡を」に改め、同項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号」に、「第二条第五項」を「第二条第十五項」に、「個人番号をいう」を「法人番号をいう」に改め、「又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削り、同項第三号及び第四号中「充てんを」を「充塡を」に改める。

第四条第二項第一号並びに第五条第二項第一号及び第三項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。

第六条第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「個人番号を有しない個人又は」を削る。

第八条第二項第一号中「及び個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。